

## 住所等を変更する方へ 届出は忘れずに！

3月・4月は、就職・転勤・進学などで転出・転入などの異動が多い時期です。

住所等を変更する場合は届出が必要ですので、届出をする際には必要な書類などを忘れないようご注意ください。また、本人確認のため運転免許証などの提示をお願いしています。

届出の種類	必 要 書 類 等
<b>転 出</b> (那須町から他の市区町村へ)	那須町から転出する方は転出届が必要です。 ・届出する方の印かん ・国民健康被保険者証（国民健康保険に加入している方） ・後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方） ・印鑑登録証（登録している方は転出すると自動的に登録が抹消されます） ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方は転入先で継続利用ができます） ・転出先住所の分かるもの ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方） ※学生や施設入所者用の被保険者証が必要なときは、その旨申し出てください。 ※届出ができる方は、本人または町内住所の世帯主です。
<b>転 入</b> (他の市区町村から那須町へ)	那須町に転入する方は転入届が必要です。 ・届出する方の印かん ・転出証明書（前住所地の市区町村で発行したもの） ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方） ・国民年金手帳（国民年金に加入している方） ※郵送での届出はできません。届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。
<b>転 居</b> (町内での住所の異動)	那須町内で転居する方は転居届が必要です。 ・届出する方の印かん ・国民健康被保険者証（国民健康保険に加入している方） ・後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方） ・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方） ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方） ※郵送での届出はできません。届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。

## 健康保険・年金の 届出も忘れずに！

就職や退職には、健康保険、年金の異動届が必要です。社会保険に加入した方が国民健康保険の保険給付を受けると、町が保険で負担（給付）した分を返還していただくこととなりますので十分注意してください。

<b>国民健康保険から社会保険へ</b>	<b>就職によって社会保険に加入した場合</b> ・届出する方の印かん ・国民健康被保険者証と社会保険被保険者証 ・年金手帳 ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方）
<b>社会保険から国民健康保険へ</b>	<b>退職によって国民健康保険に加入する場合</b> ・届出する方の印かん ・社会保険離脱証明書等（退職した日や資格喪失日の分るもの） ・年金手帳（国民年金に加入したことがある方） ・各種医療費助成受給資格者証（受給している方）

入学のため転出する方は、学生用被保険者証の届出を行ってください（在学を証明するものが必要です）。

卒業して就職した方は、学生用被保険者証を使用できませんので住民生活課または各支所へ届出をしてください。

- 問合せ ○住所変更について 住民生活課戸籍住民係 ☎72-6908  
 ○国民健康保険・各種医療費助成受給者証について 住民生活課医療保険係 ☎72-6909  
 ○各支所 湯本支所 ☎76-3160 芦野支所 ☎74-0002 伊王野支所 ☎75-0002